

令和3年6月4日 開 会
令和3年6月14日 閉 会
令和3年6月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和3年第5回(6月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	6月4日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	6月5日	土	休会
第3日	6月6日	日	休会
第4日	6月7日	月	議案熟読
第5日	6月8日	火	本会議(一般質問:5人)
第6日	6月9日	水	本会議(一般質問:3人)(議案質疑・委員会付託) (議案第43号上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第7日	6月10日	木	常任委員会
第8日	6月11日	金	常任委員会
第9日	6月12日	土	休会
第10日	6月13日	日	休会
第11日	6月14日	月	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 6月4日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第7号)	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第8号)	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第9号)	7
議案上程・提案理由説明(議案第37号～第41号)	8
議案上程・提案理由説明(議案第42号)	10
散 会	12

第2号（ 6月8日 ）

本日の会議に付した事件	13
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	14
開 議	15
一般質問	15
1中津 克司	15
2養原 敏朗	27
3内藤 逸子	40
4川上 昇	54
5米田 正直	68
散 会	80

第3号 (6月9日)

本日の会議に付した事件	81
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	82
開 議	83
一般質問	83
1児玉 助壽	83
2谷村 裕二	91
3河野 禎明	99
議案質疑・委員会付託(議案第37号)	109
議案質疑・委員会付託(議案第38号)	110
議案質疑・委員会付託(議案第39号)	112
議案質疑・委員会付託(議案第40号)	114
議案質疑・委員会付託(議案第41号)	115
議案質疑・委員会付託(議案第42号)	116
議案上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託(議案第43号)	128
散 会	135

第4号 (6月14日)

本日の会議に付した事件	136
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	137
開 議	138
委員長報告・討論・採決(議案第37号～第41号)	138
委員長報告・討論・採決(議案第42号～第43号)	142
議員派遣の件	147
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	148
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	148
閉 会	148

川南町告示第96号

令和3年第5回(6月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和3年6月4日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘 美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和3年第5回(6月)川南町議会定例会会議録

令和3年6月4日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年6月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(内藤 逸子・川上 昇)
- 日程第4 報告第7号 令和2年度川南町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第8号 令和2年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第9号 令和2年度川南町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第37号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第38号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第39号 川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第11 議案第41号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について
- 日程第12 議案第42号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただ今から令和3年第5回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

定期監査の結果並びに例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から14日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から14日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、内藤逸子君及び川上昇君を指名します。

日程第4、報告第7号令和2年度川南町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

報告第7号は、令和2年度川南町一般会計予算において継続費を計上しました、総合福祉センター建設費につきまして、翌年度への繰越額が令和2年度川南町一般会計継続費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

○議長（中村 昭人君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5、報告第8号令和2年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第8号は、令和2年度川南町一般会計予算において繰越明許費を計上しました、新生児特別定額給付金事業、戸籍システム改修業務委託、産地生産基盤パワーアップ事業、施設園芸用ハウス設置整備事業、電子地域通貨推進事業、社会資本総合整備事業（改良）の下野田・勝司ヶ別府線及び中里・野田原線、消防機庫新築工事、通浜地区避難路整備工事、学校給食施設特別整備事業につきまして、翌年度への繰越額が令和2年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（中村 昭人君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 令和2年度川南町一般会計繰越明許費計算書であります、これはそれぞれ最初予算計上されて、議会が議決してその後、年度内に執行できないというように、繰越明許費で補正予算であげられたものだと思いますけどねえ、そもそもこのあの、会計年度独立の原則上ですね、まあ年度内に3月31日前にはもう執行済みになっとらんならんわけですが、まあ最低でもこの5月31日の出納閉鎖時には、執行しなければですね、この令和2年度の決算には間に合わんわけですが、提案者はですね、9月が決算審査になるわけですが、その何週間前にはちゃんとしたもんを出して監査委員の監査を受けんならんとやろけんどん、今んような状態では、このこれだけ10本もの繰越予算があつたら、それを他のつてなるわけじゃが、こら年度内に決算でくつとですか。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。今回10件の繰越明許費が計上されておりますが、報告ということですのでですね、承認いただいたものでございます。今回あの、額が確定いたしましたので、計算書を持って報告ということでございます。まあ、あの内容につきましてはですね、主に国の内容の明示が大幅に遅れたものや国の三次補正予算の成立が1月末だったことに伴って年度内での事業完了が不可能なものなどですね、全て何らかの事情でですね、年度内に事業が完了する見込みがなかったものでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 予算の編成・提案そして執行は町長に責任があるわけですが、この繰越明許費を議会の議決しなければならぬ状況になったちゅうことはよ、町長としての執行責任等が問われるとおもうとやがこの10本も今の時期にしごつが終わっとらんちゅうことはですね、町政運営する上で大丈夫ですか、今ん時期に10本も繰越明許、事業が執行されとらんような状況であつたら次年度の事業計画に狂いが生じらんですか、町長。執行責

任について、町長の考えを伺いますが。

○町長（日高 昭彦君） 我々の仕事はですね、町民の福祉の向上ということで、川南町民のためにやってる仕事でございます。そのために、いろんなルールを守りながらしっかりと新しい年度にですね、支障が生じないようにやっていく覚悟であります。

○議員（児玉 助壽君） 町民のためち言いよったらよ、議会が議決して効力が生じたらですよ、会計年度独立の原則ちゅうもんがあるわけじゃかい。このコロナ禍でそのいろいろ事業に障害が起きて遅れた点も考慮しますけど、繰越明許費制度の利用については、天災とかそういうこのあの重大ななんがねえ限りは、繰越明許費ちゅうのを利用するとはまああの諫めとるわけですが。もうこんげ繰越明許費を乱発しよったら、まあその認めた議会の方もですね、責任があっと思うけんどん、やっぱ議会も反省して安易に繰越明許費を認めよったらですね、この次年度の事業計画に差し障りが出てくっとおもうわけですが。ちゃんと、予算編成すつときはですね、ちゃんと事業計画を立てててですね、繰越明許費が制度を利用せんような事業計画立てて、予算編成して提案していただきたいと思っておりますが、あのこれについて、町長期待できますか。

○町長（日高 昭彦君） 御心配いただきましてありがとうございます。しっかりとやるようにですね、職員一同やっておりますので、詳しくは副町長に答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。児玉議員がですね、いつも議会でおっしゃいます会計年度独立の原則、我々もですね、本当にこれは重要なところだとは認識しています。ただし、ここ5年くらいになります、国がですね1月に第三次補正予算を組みます。で、その段階で各市町村にですね、これからの計画の前倒しをして要求があるならばということで、いろんな要求を国の方が取りまとめをします。で、その段階でですね、本来であれば令和3年度に予定していたものをですね、令和2年度、まあ令和3年1月になります、その三次補正にですね、乗せることによって、前倒しをして有利な状況にまあ町としては、補助に乗れるもんですから、有利な状況になるということですね、どうしても最近このような状態がですね、あるということは御理解いただきたい。我々の予算執行の中でですね、川南町がいかに有利な状態で補助をですね、いただいて、そして国の予算、県の予算で仕事をしていく、このことがやはり川南町の財政にとってもですね、非常に有利である、その結果ですね、結果的に1月に国の方に申請をして、その当年度予算の中でですね、予算を組まないで国の予算に合致しないということが非常にございます。ですので、執行、3月までにですね、着工できなくても、国の指導によって、予算を組んでそして繰越で仕事をしなさい。こういうことが、今現在ですね、行われているところでございます。我々はあくまでもですね、町のために有利な補助を有効に活用してやるためには、この方法しかないということで、今、予算執行をしているところでございますので、御理解いただきたいという風に思っております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第6、報告第9号令和2年度川南町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第9号は、令和2年度川南町水道事業会計予算の資本的支出予算中、第1項建設改良費につきまして、令和2年度川南町水道事業会計予算繰越計算書のとおり、1件の工事について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度に繰り越して使用することといたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

○議長（中村 昭人君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この、3回しか質問できんかったかい、今ん副町長の答弁に対して、一言言うけんどんよ、まあ、今の国の財政状況でよ、まああの予算措置がそういう風になっとなつてこつじゃったけん、それならそれで、事業計画を立てれば済むこつであってよ予算編成して、提案すればええこつであってよ、ほんでそういうこつかたしね、この前あの県の今バイオマスのなんは、県の目的外運用しよってよ、

○議長（中村 昭人君） 児玉議員、ただいま報告第9号に対しての質疑を受けておりますので、報告第9号の質疑がございましたら、お願いいたします。

○議員（児玉 助壽君） あんた議案質疑もしたこたねえかいよ、こんげ言うけんよ。

○議長（中村 昭人君） したことがあります。

○議員（児玉 助壽君） ね、おかしどがえおまえだ。質問はでけんどど、3回しか。

○議長（中村 昭人君） 報告第9号の質疑がございましたら、お願いします。

○議員（児玉 助壽君） 一緒なこつでん、あの、これも国の補助金が降りてこんかったかい、遅れたち意味ね。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。この予算につきましてははですね、町の単独予算でございまして、国の補助事業ではございません。以上です。

○議員（児玉 助壽君） こら町単事業じゃろ。なんもかんも国の補助事業を有効に使うためにこの繰越明許つこたちいうのは、こう口先で人をだまくらかすようなこつばっかい、

言うとするがよ、辻褄が合わんじゃねえね。議会基本条例をよ、設置したがよ、あんた質問することはでけんかいなんじゃけんどんよ、立派なこつ言うたがよ、あの、所信表明で。議会の使命や義務じゃがね、調査と監視は。自分たちが議決したやつはよ、ちゃんと年度内に執行できるように、監視していかんならんわけやがね。監査委員も出席しとらるかい、一言お願いがあつとやけんどん、今までの監査をやったら、数字がおうとるかい言うけんどんよ、この執行に関してですね、監査委員さん、一言、ちゃんと指摘してもらわなですよ、議会の方もよ緊張感がねえしてよ、ええ加減な審査しかせんとおまうとですよ。これは、あの私からの監査委員に対してのお願いであります。よろしくお願いしときます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第7、議案第37号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第8、議案第38号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第9、議案第39号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第40号高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について、日程第11、議案第41号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について、以上、5議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、5議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第37号から議案第41号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第37号の改正は、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の6.55、均等割額を32,000円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.34、均等割額を11,500円に、介護分の所得割額を100分の2.05、均等割額を14,600円に、それぞれ引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免特例を1年間延長し、令和4年3月31日までとするものです。平成30年度以降の国民健康保険特別会計は、国民健康保険運営基金と繰越金の影響を除いた単年度収支差額がマイナスに転じており、令和2年度においては、1億円を超えるマイナスとなる見込みで、このペースで推移すると、4、5年で同基金が枯渇することから引き上げを行うものです。なお、引上げ率については、国民健康保険税の当該年度調定額を被保険者数で除した一人当たり調定額が前年比で概ね3%となる見込みです。

次に議案第38号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務については、

令和3年9月1日から同機構より市区町村に委託することができることとなります。このため、これまで個人番号カードの再交付手数料について条例の定めのある団体は、9月1日以降条例の規定が不要となることから同規定を削ることとしたものです。

次に議案第39号は、川南町地域活性化拠点施設の自動販売機について、NEXCO西日本が所有していたコンテナハウスでの自動販売機の契約を施設オープン時から引き継ぎ設置していましたが、契約内容が変更となり施設管理の実情にそぐわなくなったため、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例に規定する施設から自動販売機コーナーを削除するものです。併せて、附則第2項で、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行うものです。

次に議案第40号及び議案第41号は、高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について木城町と、尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について高鍋町及び都農町と、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により別紙のとおり規約を定めたいので、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上5議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第39号につきまして、その補足説明を申し上げます。地域活性化拠点施設の自動販売機コーナーの自動販売機の利用料金は、NEXCO西日本から売上高に応じて一律の利用料金を納めていただいております。その契約が終了するため、今後はNEXCO西日本を通さず、直接、指定管理者が各自動販売機メーカーと契約を行うこととなります。

自動販売機はメーカーや販売内容ごとに利用料金が異なりますが、利用料金は使用料条例に定める額を上限とすることになっているため、例えば売上高の40%の使用料を提示するメーカーがあっても、条例に定める100分の30を超えるため契約することができません。また、自動販売機ごとに使用料を定めることは、公の施設の使用料として適当でないことから、自動販売機コーナーの項目を削除し、併せて、川南町使用料及び手数料徴収条例別表第9の17の自動販売機コーナーを削除するものです。条例から自動販売機コーナーの項目を削除したとしても、施設利用者にとって自動販売機は必要不可欠なものであります。そのため、今後は自動販売機の設置を指定管理者の自主事業として契約を行い、民間事業者のノウハウを生かし、より良いものを提供し、施設利用者の利便性向上を図りたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

○農地課長（三好 益夫君） 議案第40号及び議案第41号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この事業は、令和3年度より、これまで実施してきました令和4年度までの時限的な制度であります。国営造成施設管理体制整備促進事業のうち、多面的機能の適正な発揮に係る部分が恒久的な制度として新設されるものです。これにより、これまで国営造成施設管理体制整備促進事業で行っていたものが、国営造成施設管理体制整備促進事業と水利施設管理強化事業の2つの制度を活用して行うこととなります。国営造成施設管理体制整備促進事業につきましては、既に関係各町からの事務の受託を行っていますが、水利施設管理強化事業につきましてもこの度、同様の手続を行うものです。高鍋川南地区につきましては川南町が木城町から、尾鈴地区につきましては川南町が高鍋町及び都農町から事務を受託し、事務事業を実施するものです。内容につきましては、別紙の高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約案及び尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約案のとおりとなります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12、議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第42号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第42号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ120,992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,163,992千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は、98,283千円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、自治体マイナポイントモデル事業補助金が主なものであります。県支出金は、13,407千円の増額で、みやざき応援消費活性化事業補助金が主なものであります。寄附金は、40千円の増額で、児童福祉に対する寄附であります。繰入金は、1,633千円の増額で、財政調整基金及びふるさと振興基金からの繰入れによるものであります。諸収入は、3,429千円の増額で、一般コミュニティ助成事業が主なものであります。町債は、4,200千円の増額で、緊急防災・減災事業債であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。総務費は、3,600千円の増額で、企業版ふるさと納税システム利用料等及び一般コミュニティ助成事業助成金であります。民生費は、44,144千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、子育て世帯への生活支援特別給付金が主なものであります。衛生費は、26,025千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、65歳以上高齢者のワクチン接種委託料を追加計上するものであります。農林水産業費は、10,037千円の増額で、緊急水稲カメムシ防除対策事業補助金が主なものであります。商工費は、26,623千円の増額で、自治体マイナポイントシステム開発委託料が主

なものであります。消防費は、4,312千円の増額で、第2部通浜方面隊消防機庫新築工事において、雨水・排水対策が生じたことに伴うものであります。教育費は、6,251千円の増額で、主なものにつきましては国の感染症対策等学校教育継続支援事業として、小中学校児童生徒、教職員等を感染症から守り、感染症の影響を受けない学習環境の整備を行うものであります。第2表地方債補正は、緊急防災・減災事業債の限度額を6,500千円に変更するものであります。

以上、補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議案第42号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。14～15ページをお願いします。2款1項11目自治振興費2,500千円は、祝子塚振興班が実施する一般コミュニティ助成事業に対し一般財団法人自治総合センターからの助成金を受け、これを交付するものです。18～19ページをお願いします。9款1項3目消防施設費4,312千円は、現在繰越事業として整備を進めています第2部消防機庫通浜方面隊の造成工事において、隣接する民有地に面する法面の保護を目的としたU字側溝の敷設、雨水枡の設置及び同機庫敷地内の雨水対策として砂利敷き等を行うものです。

以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（三角 博志君） 議案第42号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。14～15ページをお願いします。3款2項2目児童措置費の18節負担金、補助及び交付金41,800千円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するために計上するもので、財源は国庫補助金10分の10です。令和2年度は、ひとり親世帯に対してのみ支給されましたが、今年度は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯へも18歳未満の児童一人当たり5万円を支給するというものです。対象者は、令和3年度の住民税均等割が非課税である者又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者とされており、18歳未満児童の3分の1に相当する836人分を見込み計上いたしました。また、この特別給付金に関連するシステム導入委託料1,848千円及び事務費等も計上いたしました。なお、今年度のひとり親世帯分は、4月分の児童扶養手当を受給している対象者につきましては、県からの支給が既に完了しております。今回計上しましたひとり親世帯以外の方は、住民税の課税状況を確認することから、市町村が窓口となり支給することとされました。

以上で、福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第42号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17ページをお願いします。6款1項5目園芸振興費の18節負担金、

補助及び交付金9,742千円は、平成29年から極端に低下している尾鈴地域の早期水稲1等米比率を向上させるため、その格下げの主な原因をカメムシによる斑点米とし、これまで実施していなかった稲刈り直前のカメムシ防除を、都農町を含めた尾鈴地域一体となって実証的に実施し、1等米比率の向上と農家所得の改善を図るための費用です。18～19ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費の12節委託料24,922千円中、21,450千円は、本町の取り組む電子地域通貨をより利便性の高いシステムとするための委託料で、自治体が先駆的に取り組む自治体マイナポイントモデル事業に係るシステム開発費用として国が10分の10を負担するものです。また、3,472千円は、コロナウイルス感染症の影響によって疲弊する町内経済の活性化のために実施する、プレミアム付地域通貨事業の事業委託を行うための委託料となります。

以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

○教育課長（山本 博君） 議案第42号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。20～21ページをお願いします。10款2項小学校費1目の学校管理費4,400千円と10款3項中学校費1目の学校管理費1,600千円は、国の事業を活用し、学校教育活動継続支援事業として学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化を行うため、消耗品、車借上げ料、備品購入費として町内の小中学校7校分の予算を計上しています。10款3項2目教育振興費251千円は、宮崎県の豊かな環境を継続させていくために、小中学校において持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の視点から環境学習を推進することにより、主体的に行動できる生徒の育成を図ることを目的に県の事業を活用して取り組むものです。今年度、国光原中学校が環境教育推進校の指定を受けましたので、講師謝金、消耗品、図書・教材等の予算を計上しました。

以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前9時44分散会
